

令和元年度			令和2年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合		世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円+(28万円×被保険者の数)以下	5割		33万円+(28.5万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(51万円×被保険者の数)以下	2割		33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。
- ・所得割額の負担はありません。

※ 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※ 元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、より高い均等割の軽減(7.75割軽減、7割軽減)が受けられます。

3 保険料の減免等について

災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、税務住民課国民健康保険Gへご相談ください。

《問合せ先》 税務住民課 国民健康保険G ☎27-2111

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、政府から委託及び補助を受け実施しており、先の大戦で亡くなられた戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は参加費として10万円です。日程及び申込みの詳細は下記までご連絡ください。

※日程等の詳細：日本遺族会事務局(03-3261-5521)

※申 込 先：(公・社)青森県遺族連合会

所 在：青森市中央3丁目20-30

電 話 番 号：017-722-4819 までご連絡ください。

【実施地域】

(広域地域) ①西部ニューギニア ②ボルネオ・マレー半島 ③トラック諸島

④パラオ諸島 ⑤ソロモン諸島 ⑥フィリピン(1次)

⑦マリアナ諸島 ⑧ミャンマー・タイ ⑨東部ニューギニア

⑩ビスマーク諸島 ⑪台湾・バシー海峡 ⑫マーシャル諸島

⑬フィリピン(2次) ⑭中国

(特定地域) ①西部ニューギニア ②東部ニューギニア ③ミャンマー

 安全・有利・手軽な 国の退職金制度を活用しませんか。 中退共済制度 (独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211	国の制度だから安心 掛金の一部を国が助成します。 掛金は全額非課税 手数料もかかりません。 社外積立で管理も簡単 退職金資産額などをお知らせします。 詳しくは ホームページをご覧ください。 中退共 検索